土木交通・警察・企業常任委員会資料
令和６年（2024年）１月30日
滋賀県警察本部生活安全部地域課

「滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案要綱に対する意見・情報の募集結果について」

No	項目	御意見等（要約）	滋賀県警察の考え方
改正の概要に関するもの			
1	(4)	酒気帯び操船等の認知時に警察官が執る「事故防止のための必要な応急措置」とはどのようなものを想定しているのか。	応急措置の例示として、酒気を帯びた状態で直接操船しようとする者に正常な操船ができるようになるまで操船しないよう口頭で指示することをはじめ、操船を代わりの者に依頼することや、出航元のマリーナ等の関係者に本人や船舶を引き取らせる等のことを想定しています。
2	(7) (8) (9)	罰則が甘いのではないかと思います。どの程度が適正なのかは議論しなければなりませんが、もっと罰則を厳しくすべきではないか。	改正条例においては、飲酒操船の全面禁止を図った上で、現行条例で規定している酒酔い操船等の罰則を引き上げるとともに、酒気帯び操船に対する罰則を新設しており、全国的にも厳しい内容としております。 罰則を強化することについては、今後の情勢を見極め、必要性を検討していくこととします。
その他			
1	条例第９条の３第３項	条例違反の操船者が多く、９条の３の第３項（プレジャーボートの操船者の守るべき事項）に定められている水上スキー等のけん引時における後方安全の監視がされていない。	水上交通の安全確保や事故防止のため、ご意見のような危険操船の禁止に関しても条例で規定しており、周知や指導取締りに努めているところです。 今後も関係機関とも連携しながら、法令遵守が徹底されるよう取り組んでまいります。
2		酒酔い操船の罰則強化等をしているが、実効性を高めるための取締りをして抑止力を発揮してほしい。	条例改正で罰則を強化・新設したことによる抑止効果を最大限に発揮するためには、違反行為に対しては積極的に取締りを行っていくことが必要と考えます。 そこで、水上警察隊をはじめとする警察活動を強化するとともに、国や県の関係機関と協働した合同パトロールや取締りを実施してまいります。
3		道路交通法のように操船者だけでなく同乗者も罰するようにするべき。	飲酒操船の同乗者などを処罰することについては、免許制度が陸上と水上で異なっており、個別の事案に応じて刑法（共同正犯、幇助犯、教唆犯）の規定を適用することにより処罰が可能となっています。

4	条例第17条の２第２項 条例第20条	水上交通の安全を確保するため、水上オートバイに対する操船許可区域のようなものをしっかり設定してほしい。	現状においても水上交通の安全を確保するため、本条例に基づき水上オートバイをはじめとする特定の船舶の航行等を制限しているところです。 今後も情勢に応じて必要な規制を検討していくこととします。
5	条例第20条	無謀操船が目立つ水上オートバイに対しては速度制限を法律や条例で規制するべき。	速度制限については、現状においても水上交通の安全を確保するため、地域を定めて水上オートバイをはじめとする特定の船舶の速力等を制限しているところです。 今後も情勢に応じて必要な規制を検討していくこととします。
6		酒気帯び操船等の禁止に関する条例改正を県外者に対して周知はどのようにしていくのか。 条例改正の広報を大々的にすることで抑止力を高めてほしい。	県外者等への条例改正の周知については、県内外の船舶免許の取得・更新の機会にポスターやリーフレットを活用した指導を依頼するほか、高速道路のサービスエリアや主要道路沿いの電光掲示板への掲示、インターネットを活用した情報発信等により幅広い周知に努めます。 また、湖上及び湖岸からの警ら活動時におけるマイク広報や声かけを通じた周知にも努めます。
7		湖岸で飲食をしている水上オートバイ等の利用客に対して注意喚起の呼びかけをしてほしい。	湖岸における利用者に対する安全指導については、これまでから警察官等による船舶操船者や遊泳客等に対する声かけや指導を行っているところです。 条例の改正周知も踏まえ、より一層の声かけの強化に取り組んでまいります。

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の理由

近年、琵琶湖上において、酒気を帯びた状態の操船者による水上オートバイ等の危険な操船等が課題となっていることを踏まえ、酒気を帯びた状態での船舶の操船を禁止するとともに、正常な操船ができないおそれがある状態での船舶の操船に対する罰則の引上げ等を行うため、滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和 30 年滋賀県条例第 55 号）の一部を改正しようとするものです。

2　改正の概要

(1) 何人も、酒気を帯びた状態で船舶を操船してはならないこととします。（第８条の２関係）

(2) 何人も、(1)の場合のほか、薬物の影響その他の理由により、正常な操船ができないおそれがある状態で船舶を操船してはならないこととします。（第８条の２関係）

(3) 警察官は、船舶に乗船し、または乗船しようとしている者が(1)に違反して船舶を操船するおそれがあると認められるときは、(4)による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができることとします。（第８条の３関係）

(4) 警察官は、(3)の検査を行った場合において、当該船舶の操船者が(1)に違反して船舶を操船するおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまで船舶の操船をしてはならない旨を指示する等水上交通の安全を確保し、または事故を防止するため必要な応急の措置を執ることができることとします。（第８条の３関係）

(5) 遊興船舶等を設けて人に利用させる者は、水上交通の安全のため、操船しようとする者が酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態であると認められるときは、遊興船舶等を貸し出さないとの措置を執らなければならないこととします。（第 16 条関係）

(6) 遊興に供する船舶を保管するための施設または設備を設け、業として人に利用させようとする者は、水上交通の安全のため、操船しようとする者に対し、酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で操船しないよう指導するとの措置を執るよう努めなければならないこととします。（第 16 条の２関係）

(7) 次のいずれかに該当する者は、３月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処することとします。（第 25 条関係）

ア　(1)に違反して船舶を操船した者で、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態をいう。）にあったもの

イ　(2)に違反して船舶を操船した者

(8) (1)に違反して船舶（動力船に限る。）を操船した者で、身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったものは、３月以下の懲役または30万円以下の罰金に処することとします。（第25条関係）

(9) (3)による警察官の検査を拒み、または妨げた者は、20万円以下の罰金に処することとします。（第25条関係）

(10) その他

ア　この条例は、令和６年７月１日から施行することとします。

イ　この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ　その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県琵琶湖等水上安全条例新旧対照表

旧	新
第１条～第８条　省略 （酒酔い操船等の禁止） 第８条の２　（新設） 船舶の操船者は、酒に酔つた状態その他の正常な操船ができないおそれがある状態で、操船してはならない。 （新設）	第１条～第８条　省略 （酒気帯び操船等の禁止） 第８条の２　何人も、酒気を帯びた状態で船舶を操船してはならない。 ２　何人も、前項に規定する場合のほか、薬物の影響その他の理由により、正常な操船ができないおそれがある状態で船舶を操船してはならない。 （安全確保等の措置） 第８条の３　警察官は、船舶に乗船し、または乗船しようとしている者が前条第１項の規定に違反して船舶を操船するおそれがあると認められるときは、次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができる。 ２　警察官は、前項の検査を行つた場合において、当該船舶の操船者が前条第１項の規定に違反して船舶を操船するおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまで船舶の操船をしてはならない旨を指示する等水上交通の安全を確保し、または事故を防止するため必要な応急の措置を執ることができる。
第９条～第15条　省略 第16条　省略 ２　琵琶湖等またはその付近地を利用して遊興船舶等を設けて人に利用させる者は、前条の措置のほか、水上交通の安全のため、次に掲げる措置を執らなければならない。 (1) 操船しようとする者が酒に酔つた状態その他の正常な操船ができないおそれがある状態であると認められるときは、遊興船舶等を貸し出さないこと。 (2) 省略	第９条～第15条　省略 第16条　省略 ２　琵琶湖等またはその付近地を利用して遊興船舶等を設けて人に利用させる者は、前条の措置のほか、水上交通の安全のため、次に掲げる措置を執らなければならない。 (1) 操船しようとする者が酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態であると認められるときは、遊興船舶等を貸し出さないこと。 (2) 省略

第16条の２　琵琶湖等またはその付近地を利用して、遊興に供する船舶を保管するための施設または設備を設け、業として人に利用させようとする者は、水上交通の安全のため、次に掲げる措置を執るよう努めなければならない。 (1) 省略 (2) 操船しようとする者に対し、酒に酔つた状態その他の正常な操船ができないおそれがある状態で操船しないよう指導すること。 (3)・(4)　省略	第16条の２　琵琶湖等またはその付近地を利用して、遊興に供する船舶を保管するための施設または設備を設け、業として人に利用させようとする者は、水上交通の安全のため、次に掲げる措置を執るよう努めなければならない。 (1) 省略 (2) 操船しようとする者に対し、酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で操船しないよう指導すること。 (3)・(4)　省略
第 17 条～第 24 条　省略	第 17 条～第 24 条　省略
（罰則） 第 25 条　第 10 条前段の規定に違反して、航行による事故が発生したとき必要な措置を執らなかつた船舶の操船者は、３月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第 25 条　次の各号のいずれかに該当する者は、３月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。 (1) 第８条の２第１項の規定に違反して船舶を操船した者で、その操船をした場合において酒に酔つた状態（アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態をいう。）にあつたもの (2) 第８条の２第２項の規定に違反して船舶を操船した者 (3) 第 10 条前段の規定に違反して、航行による事故が発生したとき必要な措置を執らなかつた船舶の操船者
２　第８条の２の規定に違反した者は、２月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処する。	２　第８条の２第１項の規定に違反して船舶（動力船に限る。）を操船した者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたものは、３月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。
３　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。 (1) 第９条の２の規定に違反した者 (2) 第 13 条第１項もしくは第２項、第 18 条または第 19 条第２項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者 (3) 第 17 条第１項の規定による公安委員会の指示に従わなかつた者	３　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。 (1) 第９条の２の規定に違反したとき。 (2) 第 13 条第１項もしくは第２項、第 18 条または第 19 条第２項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたとき。 (3) 第 17 条第１項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

(4) 第 17 条第２項の規定による警察官の指示に従わなかつた者 (5) 第 17 条の２第２項の規定に違反した者 (6) 第 17 条の２第５項の規定に違反した者 (7) 第 20 条の規定による公安委員会の指定または制限に違反して船舶を操船した者 ４　次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。 （新設） (1)・(2)　省略 (3) 第 11 条第１項または第 12 条第１項の規定による届出（第 11 条第１項第１号に掲げる行為に係る届出を除く。）をせず、または虚偽の届出をした者 (4)　省略 （新設） ５　省略 （両罰規定） 第 26 条　法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条第３項（第４号を除く。）または第４項第３号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑を科する。 付則　省略	(4) 第 17 条第２項の規定による警察官の指示に従わなかつたとき。 (5) 第 17 条の２第２項の規定に違反したとき。 (6) 第 17 条の２第５項の規定に違反したとき。 (7) 第 20 条の規定による公安委員会の指定または制限に違反して船舶を操船したとき。 ４　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) 第８条の３第１項の規定による警察官の検査を拒み、または妨げた者 (2)・(3)　省略 （削除） (4)　省略 ５　第 11 条第１項または第 12 条第１項の規定による届出（第 11 条第１項第１号に掲げる行為に係る届出を除く。）をせず、または虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、20 万円以下の罰金に処する。 ６　省略 （両罰規定） 第 26 条　法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条第３項（第４号を除く。）または第５項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑を科する。 付則　省略

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案概要

～　酒気帯び操船等の禁止・罰則の引き上げ　～

（令和６年７月１日施行予定）

条例の目的

琵琶湖（内湖および入江を含む。）および瀬田川洗堰から上流の瀬田川（以下「琵琶湖等」という。）における水上交通の安全を確保し、あわせて水上交通に起因する障害の防止に資するとともに、水上の使用に関する事故の防止を図ることを目的としています。

条例改正の必要性

近年、琵琶湖上において、酒気を帯びた状態の操船者による水上オートバイ等の危険な操船等が課題となっていることを踏まえ、酒気を帯びた状態での船舶の操船を禁止するとともに、正常な操船ができないおそれがある状態での船舶の操船に対する罰則の引上げ等を行うことにより、琵琶湖等における酒気帯びその他の危険な操船を排除する実効性を高め、水上の安全確保と船舶事故防止を図ろうとするものです。

主な改正点

【現行】 酒酔い操船等の禁止（条例第８条の２）

【条文】
船舶の操船者は酒に酔つた状態その他正常な操船ができないおそれがある状態で、操船してはならない。

【罰則】
２月以下の懲役または30万円以下の罰金

改正後

禁止行為等	罰　則
新規 **１　酒気を帯びた状態での操船の禁止（第8条の2第1項）**	**○酒酔い操船　（全船舶対象）** ※アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態 （3月以下の懲役または50万円以下の罰金） **○酒気帯び操船　（動力船に限る。）** ※規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態 （3月以下の懲役または30万円以下の罰金）
改正 **２　薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態での操船の禁止（第8条の2第2項）**	**○薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態での操船　（全船舶対象）** **（3月以下の懲役または50万円以下の罰金）**
新規 **３　安全確保等の措置（第8条の3）** **・呼気検査** **・操船者への指示等応急の措置**	**○呼気検査を拒否または妨げた場合** **（20万円以下の罰金）**

改正

４　遊興船舶等設置者（貸し船事業者等）が執るべき措置（第16条第2項第1号）

酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態である者に対する遊興船舶等の貸出しの禁止

改正

５　遊興船舶等保管業者（マリーナ）が執るよう努めるべき措置（第16条の2第2号）

酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態である者に対する操船の禁止に係る指導